

女性参政権60年に問われるもの

やまぐち

山口 みつ子

敗戦の1945年10月10日、幣原内閣は婦人参政権を閣議決定した。翌日、GHQ(連合国総司令部)は、政府に日本の民主化5大改革を指示し、その第一にあげたのが「選挙権賦与による日本婦人の解放」であった。1889(明治22)年の衆議院議員選挙法制定以来、婦人参政権を頑として認めなかった政府が、GHQより一日早く決定したのである。1945年12月17日に衆議院議員選挙法が改正されて「女性参政権」は実現した。翌年4月10日の衆議院議員選挙で女性は初めて参政権を行使し、39人の女性議員が当選したことは周知のとおりである。

以来、22回総選挙が行われ、昨年9月には43人の女性が当選し史上最多となった。60年目に女性議員はようやく議員定数の9%に達した。最多の結果に、議員の質や量など評価はさまざまだが、今回限りの進出と見られても男女共同参画への道筋をたどっていることは確かである。また地方議会の女性議員も近年進出が著しいとはいえ8%という低さで、町村合併によりさらに減少するとの予想がある。地方分権と住民参画は不可分であり、住民自治の成否は女性の進出度合いにかかっている。しかし女性の議席確保は、男性の議席を減らしても市場にならない“隙間産業”と称されるのが現状だ。選挙にチャレンジの志があっても資金や組織もなく選挙運動の方法も知らない女性たちは多い。それでも選挙という関門を突破するには、立候補する人、支援する人が一体となり、政策と選挙法の学習を踏まえて選挙運動をしなければ道は拓けない。「女性議員」には、男性に欠落している政治の視点があるという有権者の期待がある。それに応えるためには、学習を深め情報の収集により政策通になると共に、「ジェンダー」に敏感な姿勢を貫く議員として二足の草鞋を履くことだと思う。

■プロフィール 1935年東京生まれ。1959年より参議院議員市川房枝公設第一秘書、1968年財団法人婦選会館(現市川房枝記念会)事務局長を経て、1993年から現職の同記念会常務理事。1994年より「市川房枝政治参画センター」で地方議会女性議員の人材養成に取り組む。現在、内閣府男女共同参画会議議員、板橋区男女平等参画審議会委員、国際婦人年連絡会事務局長。著書に『ドキュメント地方政治 市川房枝政治参画センターで学ぶ47人の挑戦』(共著)など。